

訪問看護 重要事項説明書〈令和6年6月1日現在〉

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	国民健康保険南丹病院組合
代表者名	管理者 西村 良平
所在地・連絡先	〒 629-0197 京都府南丹市八木町八木上野25番地 電話 0771-42-2510 FAX 0771-42-2096

2 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション なんたん
所在地・連絡先	〒 629-0141 京都府南丹市八木町八木上野11番地 電話 0771-42-2525 FAX 0771-42-2528
開設年月日	平成28年4月1日
管理者の氏名	センター長 安井 麻里子
通常の事業地域	亀岡市・南丹市・京丹波町 (上記地域以外でもご希望の方はご相談ください)
事業所の営業日	月曜日～土曜日(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)
事業所の営業時間	8時30分～17時15分
サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	9時～17時

3 事業所の特色等

(1)事業の目的

本訪問看護ステーションは、京都中部総合医療センター(公立南丹病院改め)及び南丹医療圏内の病院、診療所等と連携し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供いたします。

(2)運営方針

①事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

②事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3)その他

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修受講を含む)を実施します。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年2回以上

4 事業所の職員体制

(1) 管理者

看護師 1名(常勤兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員

看護師 2.5名以上(常勤専従1名以上)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護サービスにあたる。

(3) 事務職員 1名(非常勤職員1名)

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
訪問看護計画の作成及び評価	<p>主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた計画の作成を行う。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況などを評価し、その結果を書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供する。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <p>①病状・障害の観察、健康相談(血圧・体温・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)</p> <p>②日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事や排泄の介助等)</p> <p>③医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)</p> <p>④リハビリテーション(関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション、日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練)</p> <p>⑤認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言)</p> <p>⑥精神的支援をはじめ、総合的な看護</p>
その他	<p>家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談</p>

6 費用

①利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙のとおりです。

②利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行・郵送いたします。お支払いは現金または指定の金融機関へのお振込みとさせていただきます。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受けるための窓口を下表の通りに設置します

訪問看護ステーション な ん た ん	所在地: 京都府南丹市八木町上野11番地 TEL:0771-42-2525 FAX:0771-42-2528 受付時間: 平日8:30~17:15 面接: 当事業所相談室
亀岡市健康福祉部 高齢福祉課	所在地: 京都府亀岡市安町野々上8番地 TEL:0771-25-5182 FAX:0771-24-3070 受付時間: 平日8:30~17:15
南丹市市民福祉部 高齢福祉課	所在地: 京都府南丹市園部町小桜町47番地 TEL:0771-68-0006 FAX:0771-63-0653 受付時間: 平日8:30~17:15
京丹波町保健福祉課 (瑞穂保健福祉センター)	所在地: 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1 TEL:0771-86-1800 FAX:0771-86-1233 受付時間: 平日8:30~17:15
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所在地: 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375ハートピア 京都5階 TEL:075-252-2152 FAX:075-212-2450 受付時間: 平日9:30~17:00
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地: 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 TEL:075-354-9090 FAX:075-354-9034 受付時間: 平日9:30~17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための態勢及び手順は以下の通りです。

(ア) 苦情または相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う

(イ) 特に、当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行う。

(ウ) 相談担当者は速やかに管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。

(エ) 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うと共に、必ず利用者への対応内容等の結果報告を行う。(時間を要する場合は、一旦その旨を利用者へ伝え進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行う。)

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

9 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先(ご家族等)、市町村及び京都府に報告を行います。

10 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライ

ン]を遵守し、適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則利用しません。担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を得ることとし、個人情報を用いる要件は、次の通りとします。

①利用する目的及び範囲

事業所内部の管理運営業務において必要な場合。

②利用する条件

(ア)個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(イ)個人情報を使用した会議においては、出席者・議事内容等を記録しておくこと。

③当ステーションは、京都中部総合医療センター(公立南丹病院改め)の受診歴がある方は、必要時電子カルテ閲覧及び情報の共有を行う。

11 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、医療保険被保険者証を提示して下さい。

また、医療保険被保険者証等に記載された内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。

12 緊急時の連絡

事業所に対し、サービス提供時以外に緊急な対応や相談が必要となった場合は、下記までご連絡をお願いします。営業時間外は、自宅等で当番者が待機しておりますので、夜間・休日等でも、対応いたします。

①訪問看護ステーション なんとん

TEL:0771-42-2525

②京都中部総合医療センター

TEL:0771-42-2510(代)

(* 訪問看護ステーションを利用している旨をお伝え下さい)

* なお、緊急時には事業所から連絡する必要がありますので、利用者の家族等の連絡先を下記に記入願います。

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	〒 -
	電話番号 (携帯電話)	

13 虐待防止・身体的拘束の禁止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備し、従業者への研修の実施により周知徹底をはかります。また身体的拘束については、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行いません。

14 業務継続計画について

感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問看護を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な研修や訓練を実施します。

15 その他

①当事業所において、京都中部総合医療センター看護専門学校の隣地実習の受入れ施設としております。そのため実習などで、看護師とともに学生と教師が同行させて頂くことがあります。また、研修医や外部からの実習生の同行訪問をお願いすることもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。その際には事前にご連絡いたします。

②気象・交通状況等により、予定通り訪問ができない場合があります。その場合にはご連絡いたします。

③複数のご利用者宅の訪問を行う当事業の特性上、各利用者への不利益を最小限にするため、必要時にはサービスの前後での手洗いをさせて頂く場合があります。

④また、居宅内でペットの飼育をされている利用者宅において、訪問者が持参したスリッパ等を着用させて頂く場合があります。また、サービスに支障とならないよう、別室等への待避をして頂くようお願いいたします。

⑤利用者からの連絡なしの頻回なキャンセル、乱暴な言動・暴力・著しい迷惑行為など、常識の範囲を超えた要求や言動に対しては組織的に対応することとし、適切なサービス提供が困難な場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

⑥契約中においても、一ヶ月以上のご利用がない場合は、サービスの見直しをさせていただきます。

* 上記において、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年6月1日改訂